

～男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むまちづくり～

# ごせん男女共同参画推進計画

平成 29 年度 ～ 平成 33 年度  
(2017 年度) (2021 年度)

## 実 施 計 画



五 泉 市

# 目次

<b>§ 1</b>	<b>実施計画の概要</b>	<b>1</b>
1	実施計画の目的	1
2	実施計画の期間	1
3	実施計画の性格と進め方	1
<b>§ 2</b>	<b>実施計画</b>	<b>2</b>
1	実施計画の見方	2
2	事業一覧	3
3	基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解を促進する	6
	(1) 重点課題1 男女共同参画の意識づくり	
	(2) 重点課題2 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアル・ハラスメント等の根絶	
4	基本目標Ⅱ 男女の心と体を守る環境づくりをする	8
	(1) 重点課題1 男女の性の尊重	
	(2) 重点課題2 ライフステージに応じた心と体の健康支援	
5	基本目標Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する	9
	(1) 重点課題1 政策・方針の決定に至るすべての場面への女性の参画促進	
6	基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる	10
	(1) 重点課題1 男女平等な雇用環境の整備	
	(2) 重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進	
	(3) 重点課題3 女性の活躍推進	
7	基本目標Ⅴ 計画を総合的に推進する	12
	(1) 重点課題1 市役所を挙げた推進体制の整備と充実	
	(2) 重点課題2 市民等との協働による推進	
8	男女共同参画キーワード（用語説明）	13

## **§ 1 実施計画の概要**

### **1 実施計画の目的**

この計画は、「ごせん男女共同参画推進計画」に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、体系的に推進するために策定するものです。

### **2 実施計画の期間**

平成29年度から平成33年度までの5年間を計画の期間とします。

### **3 実施計画の性格と進め方**

- (1) この計画は、「ごせん男女共同参画推進計画」に掲げられた【基本目標】【重点課題】【施策】に基づいて、取り組むべき事業を体系的にまとめたものです。
- (2) この計画は、他の分野別計画と整合性を図りながら推進します。
- (3) この計画は、市民や関係機関等との連携のもとに、全庁を挙げて推進します。
- (4) この計画は、五泉市男女共同参画推進会議及び進捗状況を把握するとともに、五泉市男女共同参画推進審議会へ報告します。
- (5) この計画は、必要に応じて見直しを行いながら実施します。

## § 2 実施計画

### 1 実施計画の見方

ここでは、基本計画の体系に沿って、基本目標、重点課題、施策、実施事業等を掲載してあります。それぞれの項目の説明については、下記のとおりです。

・基本目標、重点課題、施策については、基本計画をご覧ください。

#### 基本目標 I 男女共同参画への理解を促進する

#### 重点課題 1 男女共同参画の意識づくり

施策（1） 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の更なる充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当	実施予定年度（平成）					連番
							29	30	31	32	33	
小・中学生、幼稚・保育園児の保護者への啓発		保護者向けの〇〇〇たよりに人権・男女平等教育についての記事を掲載する。	小・中学生、幼稚・保育園の保護者		■	企画政策課	●	●	●	●	●	2

・実施事業についての説明です。

・再掲事業については※で示します。

・事業の実施予定年度を●、検討・調査する年度を○で示します。

・平成 29 年度より新たに実施・掲載する事業を★で示します。

・前計画から引き続き実施する事業を■で示します。

## 2 事業一覧

基本目標	重点課題	施策	事業名	担当課	連番
I 男女共同参画への理解を促進する	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の推進と啓発	学校における人権・男女平等教育の推進	学校教育課 企画政策課	1
			小・中学生、幼稚・保育園児の保護者への啓発	学校教育課 こども課 企画政策課	2
		(2) 性別による固定的役割分担意識・社会制度・慣行の見直しと啓発	男女共同参画研修会の開催	企画政策課	3
			男女共同参画に関する市民意識調査	企画政策課	4
		(3) 男女共同参画に関する情報提供と意識啓発	市の取り組みなどのPR	全庁	5
			男女平等に関する情報提供と意識啓発	企画政策課	6
	2 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアル・ハラスメント等の根絶	(1) 配偶者や身近な相手からの暴力の防止と被害者への支援	DVを予防・防止するための意識啓発	こども課 企画政策課	7
			DV相談窓口体制の充実と、被害者への支援	こども課 健康福祉課 市民課 学校教育課 消防本部 企画政策課	8
		(2) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と被害者への支援	セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発	商工観光課 企画政策課 総務課	9
			セクシュアル・ハラスメント被害相談窓口の周知	商工観光課 企画政策課	10

基本目標	重点課題	施策	事業名	担当課	連番
Ⅱ 男女の心と体を守る健康づくりをする	1 男女の性の尊重	(1) 男女の性の理解の推進と、自己決定権の啓発	思春期の男女への正しい性に関する知識の提供	こども課	11
			不妊に関する相談の充実	こども課	12
			リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発	健康福祉課 こども課 企画政策課	13
	2 ライフステージに応じた心と体の健康支援	(1) ライフステージに応じた心と体の健康支援	妊婦健康相談	こども課	14
			心と体の健康相談の充実	健康福祉課	15
			健康教室・健康相談・特定保健指導	健康福祉課	16
Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する	1 政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画促進	(1) 市職員・市の各種審議会等への女性の登用の促進	審議会等女性委員の登用率向上	全庁	17
			懇話会等女性委員の登用率向上	全庁	18
			職域の拡大と女性管理職の登用促進	総務課	19
		(2) 企業・各種団体・地域活動組織などにおける政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画拡大	事業主向け研修会	商工観光課	20
			女性委員等登用の促進	全庁	21
			女性消防団の活動支援	消防本部	22
		(3) 防災分野における女性の参画拡大	地域防災訓練	総務課 消防本部	23
			防災会議	総務課	24

基本 目標	重点課題	施 策	事 業 名	担当課	連番
IV 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる	1 男女平等な雇用環境の整備	(1) 企業とともに取り組む男女平等の推進	広報啓発活動	商工観光課 企画政策課	25
			ハッピーパートナー企業の登録促進	商工観光課 企画政策課	26
			特定事業主行動計画の推進と進捗管理	総務課	27
	(2) ポジティブ・アクションの促進	広報啓発活動	商工観光課	28	
		事業主の理解と職場環境の整備	商工観光課 総務課	29	
	2 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進	(1) 男性の働き方を見直すための意識啓発の促進	広報啓発活動	企画政策課 商工観光課	30
			育児・介護休業制度の普及啓発	商工観光課 総務課	31
			男性の家事・育児・介護スキルアップの実現	こども課 高齢福祉課	32
		(2) 子育て・介護支援の充実	ニーズに応じた保育の充実	こども課	33
			高齢者の生活支援の充実	高齢福祉課	34
			女性のための起業経営セミナー	商工観光課	35
	3 女性の活躍推進	(1) 女性の職業能力開発と就労支援	事業主に対する意識啓発	商工観光課	36
			求人情報の提供	商工観光課	37
			事業主に対する意識啓発	商工観光課	38
		(2) 女性の活躍に向けた人材育成	農業等における女性の労働・生活環境の整備	農林課	39
五泉市男女共同参画推進審議会			企画政策課	40	
五泉市男女共同参画推進会議			企画政策課	41	
V 計画を総合的に推進する	1 市役所を挙げた推進体制の整備と強化	計画の進行管理と公表	企画政策課	42	
		(1) 市民・教育関係者・事業者・各種団体等との協働による推進	各種団体等の活動支援	全 庁	43
			人権擁護委員との連携強化	企画政策課	44
	国・県・他市町村との連携		企画政策課	45	

## 基本目標 I 男女共同参画への理解を促進する

### 重点課題1 男女共同参画の意識づくり

#### 施策(1) 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の推進と啓発

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
学校における人権・男女平等教育の推進		児童・生徒へ男女共同参画の視点による就業体験の実施、教職員研修会の充実、出前講座の実施等、各学校と連携・協力をを行い、理解を得ながら人権・男女平等教育を推進する。	小・中学校の児童、生徒		■	学校教育課 企画政策課	●	●	●	●	●	1
小・中学生、幼稚・保育園児の保護者への啓発		保護者への啓発等パンフレットの配布、〇〇〇たよりに人権・男女平等教育についての記事を掲載する。	小・中学生、幼稚・保育園の保護者		■	学校教育課 こども課 企画政策課	●	●	●	●	●	2

#### 施策(2) 性別による固定的役割分担意識・社会制度・慣行の見直しと啓発

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
男女共同参画研修会の開催		男女共同参画研修会の開催	市民 市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	3
男女共同参画に関する市民意識調査		男女共同参画に関する意識と実態を調査する。	市民		■	企画政策課			●		●	4

#### 施策(3) 男女共同参画に関する情報提供と意識啓発

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
市の取り組みなどのPR		会議、集会等の場において、計画概要版等の配布及び取り組み状況の紹介を行う。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	5
男女平等に関する情報提供と意識啓発		市広報、チラシ、ホームページ等を通じて広く啓発を行う。	市民 市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	6



重点課題2 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアル・ハラスメント等の根絶

施策(1) 配偶者や身近な相手からの暴力の防止と被害者への支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
DVを予防・防止するための意識啓発		広報やガイドラインを作成・配布により、DV・デートDV等を防止するため啓発をする。	市民		■	こども課 企画政策課	●	●	●	●	●	7
DV相談窓口体制の充実と、被害者への支援		DV被害者支援ネットワークを作り、連携しながらDV被害防止とDV被害者への支援を行う。	市民		■	こども課 健康福祉課 市民課 学校教育課 消防本部 企画政策課	●	●	●	●	●	8

施策(2) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と被害者への支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発		市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。	市民 事業所 市職員		■	商工観光課 企画政策課 総務課	●	●	●	●	●	9
セクシュアル・ハラスメント被害相談窓口の周知		市広報を活用し、セクハラ相談窓口(新潟労働局内)の周知を図る。	市民		■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	10

## 基本目標Ⅱ 男女の心と体を守る健康づくりをする

### 重点課題1 男女の性の尊重

#### 施策(1) 男女の性の理解の推進と、自己決定権の啓発

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
思春期の男女への正しい性に関する知識の提供		命の大切さや性の尊重、母性及び父性の育成を図るため、思春期相談員による講話と相談会を実施する。また、乳児健診において乳幼児と触れあったり、擬似妊婦体験をすることで、性の機能的役割、お互いの性の尊重及び平等の基本理念を学ぶ。	中学生 高校生		■	こども課	●	●	●	●	●	11
不妊に関する相談の充実		不妊に関する相談を充実させる。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	12
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発		市広報、チラシ、ホームページ等を活用して広く啓発する。また、市職員へは庁内グループウェア等を活用して啓発をする。	市民 市職員		■	健康福祉課 こども課 企画政策課	●	●	●	●	●	13

### 重点課題2 ライフステージに応じた心と体の健康支援

#### 施策(1) ライフステージに応じた心と体の健康支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
妊婦健康相談		安心して出産できるよう妊娠・出産に関する健康相談を実施する。	母親 父親		■	こども課	●	●	●	●	●	14
心と体の健康相談の充実		精神保健福祉相談、療育相談の充実に努める。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	15
健康教室・健康相談・特定保健指導		・生活習慣病予防教室 ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室等を開催し、健康づくりの推進を図る。	市民		■	健康福祉課	●	●	●	●	●	16

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する

### 重点課題1 政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画促進

#### 施策（1） 市職員・市の各種審議会等への女性の登用の促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
審議会等女性委員の登用率向上		女性登用推進のための指針により、法令・条例等で設置している審議会委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	市職員		■	全庁	●	●	●	●	●	17
懇話会等女性委員の登用率向上		女性登用推進のための指針により、法令・条例以外で設置している懇話会等委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	市職員		■	全庁	●	●	●	●	●	18
職域の拡大と女性管理職の登用促進		性別にとらわれず一人ひとりの適性を考慮した配置に努める。また、職場内の事務分担も、性別によらないよう周知する。	市職員	★	■	総務課	●	●	●	●	●	19

#### 施策（2） 企業・各種団体・地域活動組織などにおける政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画拡大

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
事業主向け研修会		女性登用の重要性を認識するための研修会を事業主向けに開催し、組織のトップから意識改革を図る。	事業主		■	商工観光課	●	●	●	●	●	20
女性委員等登用の促進		会議、集会等の場において、計画概要版等の配布や市の取り組みについて説明し、女性の参画を促進する。	市民		■	全庁	●	●	●	●	●	21

#### 施策（3） 防災分野における女性の参画拡大

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
女性消防団の活動支援		女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性消防団の拡大と活動を支援する。	市民		■	消防本部	●	●	●	●	●	22
地域防災訓練		災害時の対応を円滑に行うため、各種防災訓練を実施する。	市民		■	消防本部 総務課	●	●	●	●	●	23
防災会議		火災や災害時に、女性を含めた地域対応が求められることから、女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性を積極的に登用する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	24

## 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる 労働環境をつくる

### 重点課題1 男女平等な雇用環境の整備

#### 施策(1) 企業とともに取り組む男女平等の推進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
広報啓発活動	※	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知を図る。	事業主 市民		■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	25
ハッピーパートナー企業の登録促進		県実施のハッピーパートナー企業に登録を促すため、広く啓発する。また、男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業を紹介する。	事業主		■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	26
特定事業主行動計画の推進と進捗管理		特定事業主行動計画を推進することで、職員の仕事と子育ての両立を支援する。	市職員		■	総務課	●	●	●	●	●	27

#### 施策(2) ポジティブ・アクションの促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
広報啓発活動	※	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性に対する職業能力の開発等についての啓発を図る。	事業主 市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	28
事業主の理解と職場環境の整備		仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりに取り組む企業等への支援を行う。	事業主	★	■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	29

### 重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進

#### 施策(1) 男性の働き方を見直すための意識啓発の促進

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
広報啓発活動	※	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知を図る。	事業主 市民		■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	30
育児・介護休業制度の普及啓発		男性の育児・介護への積極的な参画を図るため、広報等で広く啓発する。また、市職員にも庁内グループウェア等で啓発をする。	市民	★	■	商工観光課 総務課	●	●	●	●	●	31
男性の家事・育児・介護スキルアップの実現		職業能力の習得・向上のために資格や技能取得を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種資格に関する情報提供を行う。	市民	★	■	こども課 高齢福祉課	●	●	●	●	●	32

施策（２） 子育て・介護支援の充実

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
ニーズに応じた保育の充実		保護者の多様な就労形態を支援するため、延長・一時・休日保育サービスなどの充実を行う。	市民		■	こども課	●	●	●	●	●	33
高齢者の生活支援の充実		介護者の負担軽減を図るため、家族支援事業を開催する。	市民		■	高齢福祉課	●	●	●	●	●	34

重点課題３ 女性の活躍推進

施策（１） 女性の職業能力開発と就労支援

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
女性のための起業経営セミナー		起業、経営を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種情報提供を行う。	女性		■	商工観光課	●	●	●	●	●	35
事業主に対する意識啓発	※	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の起業・経営参画についての啓発を図る。	事業主 市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	36
求人情報の提供		再就職を推進するため、職業安定所と連携し、求人情報の提供をする。	市民		■	商工観光課	●	●	●	●	●	37

施策（２） 女性の活躍に向けた人材育成

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	33	
事業主に対する意識啓発	※	女性の活用が男女共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発	事業主 市民	★	■	商工観光課 企画政策課	●	●	●	●	●	38
農業等における女性の労働・生活環境の整備		女性農業者の資質向上のため、視察研修や講演会を開催する。また、その能力を十分発揮でき安心して働けるよう、生活環境を整備する。	農業者		■	農林課 農業委員会	●	●	●	●	●	39

## 基本目標V 計画を総合的に推進する

### 重点課題1 市役所を挙げた推進体制の整備と強化

#### 施策(1) 計画の進行管理と推進体制の強化

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	28	
五泉市男女共同参画推進審議会		市長の諮問に応じ、本市における男女共同参画に関して重要事項を調査・審議し、答申する。その他、必要と認められる事項に関して市長に意見を述べる。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	40
五泉市男女共同参画推進会議		ごせん男女共同参画推進計画を全庁的に推進する。	市職員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	41
計画の進行管理と公表		男女共同参画推進審議会にて評価を実施し、公表する。	市民		■	企画政策課	●	●	●	●	●	42

### 重点課題2 市民等との協働による推進

#### 施策(1) 市民・教育関係者・事業者・各種団体等との協働

事業名	再掲	事業内容	主たる対象	新規	継続	事業担当課	実施予定年度					連番
							29	30	31	32	28	
各種団体等の活動支援		子育てサークル、女性団体及び男女共同参画推進のための関連団体等の活動を支援する。	各種団体等		■	全庁	●	●	●	●	●	43
人権擁護委員との連携強化		人権擁護委員と連携し、相談に対応する。	人権擁護委員		■	企画政策課	●	●	●	●	●	44
国・県・他市町村との連携		法務局・県男女平等推進課や、人権啓発室・他市町村等と情報交換を図り、連携、協力して人権・男女共同参画の推進を図る。	国 県 市町村		■	企画政策課	●	●	●	●	●	45

男女共同参画キーワード（用語説明）		
	用語	解 説
あ 行	アンペイドワーク	<p>無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。</p> <p>内閣府(旧経済計画庁)では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供される行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としています。</p>
	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>
か 行	苦情処理	<p>行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理すること。</p> <p>男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされています。</p> <p>国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつあります。</p>
	合計特殊出生率	<p>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。</p>
	固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>
さ 行	仕事と子育ての両立支援	<p>少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、わが国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。</p> <p>男女共同参画会議の下では、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会では、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を提出し、平成13年7月に閣議決定しました。</p> <p>本決定では、「政府は、以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。これらの事業については、特段の配慮をし、必要な予算を確保し、緊急に実施する。」とし、以下の5つの柱立ての下で、提言と具体的目標・施策を記述しました。</p> <p>&lt;1&gt;両立ライフへ職場改革 &lt;2&gt;待機児童ゼロ作戦ー最小コストで最良・最大のサービスをー &lt;3&gt;多様な良質な保育サービスを &lt;4&gt;必要な地域すべてに放課後児童対策を &lt;5&gt;地域こぞで子育てを</p>

	用語	解説
さ 行	ジェンダー(社会的性別)	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	ジェンダーエンパワーメント指数(GEM)	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。 HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。 具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。
	ジェンダー(社会的性別)の視点	「社会的性別」(ジェンダー)が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。 このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなまで見直しを行うものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。
	女性の労働力率	平成15年度において労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は60.8%となり、女性は48.3%で前年比0.2ポイントの低下、男性は74.1%で前年比0.6ポイントの低下となりました。女性の労働力率は、15～24歳及び65歳以上を除く年齢階級ですべて上昇しており、男性の労働力率が25～34歳及び35～44歳でも減少しているのと対照的です。 女性の年齢階級別労働力率について、昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきています。M字のボトムの形状の変化に注目すると、7年から15年の8年間で労働力率は6.6ポイントも上昇し、M字カーブの底は大きく上がり、台形に近づいてきています。この変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。



	用語	解説
さ 行	<p>セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)</p>	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成 16 年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p> <p>なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成 10 年労働省告示第 20 号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。</p>
	積極的改善措置	<p>「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p>
た 行	男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>
	男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けています。</p> <p>この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。</p>
	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)	<p>「配偶者からの暴力」の項参照。</p>

	用語	解 説
な 行	人間開発指数 (HDI)	<p>「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。</p> <p>具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出します。</p>
は 行	配偶者からの暴力	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>
	夫婦別氏制度	<p>夫婦がそれぞれ異なる氏を名乗る制度をいいます。</p> <p>夫婦別氏制度には、&lt;1&gt;夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、&lt;2&gt;夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの(選択的夫婦別氏制度)、&lt;3&gt;夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの(いわゆる例外的夫婦別氏制度)などがあります。</p> <p>我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」(民法第750条)と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていません。</p> <p>平成8年2月の法制審議会答申においては、選択的夫婦別氏制度の導入が提言されました。</p> <p>平成13年10月には、男女共同参画会議基本問題調査会が「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を公表しました。その中では、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するために、選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいとの考えが示されています。</p>
	ポジティブ・アクション	<p>「積極的改善措置」の項参照。</p>
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。</p>

	用語	解 説
ら 行	ロールモデル	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」(平成 15 年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。</p>
わ 行	ワンストップ・サービス	<p>各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいいます。</p> <p>手続について、複数か所または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で、関連する各種行政サービスを提供することにより、手続に係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としています。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」(平成 15 年4月男女共同参画会議意見)においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言しています。</p>

☆参照：内閣府男女共同参画局ホームページ「用語集」より